元水管第1161号 令和元年10月3日

水産政策審議会 会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 江藤 拓

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本 計画の検討等について(諮問第320号)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画(平成30年12月12日公表。以下「基本計画」という。)に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

改正後 改正前 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画

平成 30 年 12 月 12 日公表 平成 31 年 3月 11 日一部改正 令和 元年 5月 14 日一部改正 令和 元年 6月 4日一部改正 令和 元年 8月 20 日一部改正 令和 元年 ●月 ●日一部改正 平成 30 年 12 月 12 日公表 平成 31 年 3 月 11 日一部改正 令和 元年 5 月 14 日一部改正 令和 元年 6 月 4 日一部改正 令和 元年 8 月 20 日一部改正

第1~第2 (略)

第3 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項

 $1 \sim 3$ (略)

4 第一種特定海洋生物資源ごとの平成31年又は令和元年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。

(単位:トン)

	第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	令和元年7月~令和2年6月	264, 000
2	すけとうだら	平成31年4月~令和2年3月	<u>254, 300</u>
3	まあじ	平成31年1月~令和元年12月	213, 100
4	まいわし	平成31年1月~令和元年12月	1, 361, 000
5	まさば及びごまさば	令和元年7月~令和2年6月	987, 000
6	するめいか	平成31年4月~令和2年3月	67, 000
7	ずわいがに	令和元年7月~令和2年6月	<u>5, 193. 3</u>

(注1)上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等、算定の基礎としていないものがある。

第1~第2 (略)

|第3 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項

 $1 \sim 3$ (略)

4 第一種特定海洋生物資源ごとの平成31年又は令和元年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。

(単位:トン)

	第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	令和元年7月~令和2年6月	264, 000
2	すけとうだら	平成31年4月~令和2年3月	<u>252, 300</u>
3	まあじ	平成31年1月~令和元年12月	213, 100
4	まいわし	平成31年1月~令和元年12月	1, 361, 000
5	まさば及びごまさば	令和元年7月~令和2年6月	987, 000
6	するめいか	平成31年4月~令和2年3月	67, 000
7	ずわいがに	令和元年7月~令和2年6月	<u>4, 793. 3</u>

(注1)上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等、算定の基礎としていないものがある。

(注2) 上記の漁獲可能量のうち、以下に掲げる数量(以下「留保枠」 という。) については、資源の来遊状況等に応じて農林水産大臣 が配分するものとする。

・まあじ: 42,600 トン

・まいわし:272,000トン

(日本海の海域:37,000トン、太平洋の海域:235,000トン)

まさば及びごまさば

(日本海の海域:39,000トン、太平洋の海域:72,700トン)

・ずわいがに

(A海域: 224 トン、B海域: 42 トン)

 $5\sim6$

第4 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類 別に定める数量に関する事項

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第一種特定海洋生物資源ごとの平成31年又は令和元年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位:トン)

	第一種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	203, 000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	<u>160, 000</u>
3	まあじ	大中型まき網漁業	72, 000
4	まいわし	大中型まき網漁業	509, 000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	565, 000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	11, 800
		大中型まき網漁業	3, 700
		いか釣り漁業	14, 600

(注2) 上記の漁獲可能量のうち、以下に掲げる数量(以下「留保枠」 という。) については、資源の来遊状況等に応じて農林水産大臣 が配分するものとする。

・まあじ: 42,600 トン

まいわし: 272,000 トン

(日本海の海域:37,000トン、太平洋の海域:235,000トン)

まさば及びごまさば

(日本海の海域:39,000トン、太平洋の海域:72,700トン)

・ずわいがに

(A海域:196トン、B海域:42トン)

 $5\sim6$

第4 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類 別に定める数量に関する事項

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第一種特定海洋生物資源ごとの平成31年又は令和元年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位:トン)

	第一種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	203, 000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	<u>158, 000</u>
3	まあじ	大中型まき網漁業	72,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	509, 000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	565, 000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	11, 800
		大中型まき網漁業	3, 700
		いか釣り漁業	14, 600

		小型するめいか釣り漁業	19, 900
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわ	2 600
		いがに漁業	3,609

- (注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記1と同様とする。
- (注2) 資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる指定漁業等の種類別の数量に追加が必要と認められる場合には、指定漁業等の種類別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。
- (注3)上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量と第6の2の都 道府県別に定める数量との移譲について関係者間の協議が調った場 合には、農林水産大臣はその内容を公表するものとし、上記の表に掲 げる指定漁業等の種類別に定める数量は、当該移譲を反映した数量と する。

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 (略)

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位:トン)

	第一種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	まいわし	(1)日本海の海域	18, 000
		(2)太平洋の海域	491,000
2	まさば及びごまさば	(1)日本海の海域	114, 000
		(2)太平洋の海域	451,000
3	すけとうだら	(1)北日本海の海域	3, 200
		(2)オホーツク海の海域	<u>54, 900</u>
		(3)北太平洋の海域	101, 900

	小型するめいか釣り漁業	19, 900
7 ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわ	9 915
	いがに漁業	3, 313

- (注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記1と同様とする。
- (注2) 資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる指定漁業等の種類別の数量に追加が必要と認められる場合には、指定漁業等の種類別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。
- (注3)上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量と第6の2の都 道府県別に定める数量との移譲について関係者間の協議が調った場 合には、農林水産大臣はその内容を公表するものとし、上記の表に掲 げる指定漁業等の種類別に定める数量は、当該移譲を反映した数量と する。

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 (略)

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位:トン)

	第一種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	まいわし	(1)日本海の海域	18, 000
		(2)太平洋の海域	491,000
2	まさば及びごまさば	(1)日本海の海域	114, 000
		(2)太平洋の海域	451, 000
\mathcal{S}	すけとうだら	(1)北日本海の海域	3, 200
		(2)オホーツク海の海域	<u>52, 900</u>
		(3)北太平洋の海域	101, 900

4	ずわいがに	(1) A海域	2,348
		(2) B海域	43
		(3) D海域	1, 139
		(4) E海域	79

- (注1) 日本海の海域とは、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県が面する海域をいう。太平洋の海域とは、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県が面する海域をいう。
- (注2) 操業区域の欄の海域は、上記1と同様とする。
- (注3) 採捕の動向等に応じて、操業区域別別に定める数量について追加が 必要と認められる場合には、操業区域別の数量は、留保枠を上限とし て農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。
- (注4)上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める 操業区域別の数量と第6の2の都道府県別に定める数量との移譲に ついて関係者間の協議が調った場合には、農林水産大臣はその内容を 公表するものとし、上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数 量は、当該移譲を反映した数量とする。

第6 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第一種特定海洋生物資源ごとの平成31年又は令和元年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。数量を明示していない都道府県は、過去(平成26年~平成28年(するめいかについては平成27~平成29年)。以下本項において同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満(ずわいがににおいては、漁獲実績なし)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管

4	ずわいがに	(1) A海域	<u>2, 054</u>
		(2) B海域	43
		(3) D海域	1, 139
		(4) E海域	79

- (注1)日本海の海域とは、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県が面する海域をいう。太平洋の海域とは、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県が面する海域をいう。
- (注2) 操業区域の欄の海域は、上記1と同様とする。
- (注3) 採捕の動向等に応じて、操業区域別別に定める数量について追加が 必要と認められる場合には、操業区域別の数量は、留保枠を上限とし て農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。
- (注4)上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める 操業区域別の数量と第6の2の都道府県別に定める数量との移譲に ついて関係者間の協議が調った場合には、農林水産大臣はその内容を 公表するものとし、上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数 量は、当該移譲を反映した数量とする。

第6 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第一種特定海洋生物資源ごとの平成31年又は令和元年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。数量を明示していない都道府県は、過去(平成26年~平成28年(するめいかについては平成27~平成29年)。以下本項において同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満(ずわいがににおいては、漁獲実績なし)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管

理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1)~(6) (略)

(7) ずわいがに

(単位:トン)

都道府県名	数 量
北海道	168
秋田県	15
山形県	83
新潟県	417
富山県	44
石川県	<u>348</u>
福井県	44 348 190 44
京都府	44

茨城県及び島根県については、若干とする。

(注) 採捕の動向等に応じて、上記の表に掲げる都道府県別に定める数量に追加が必要と認められる場合には、都道府県別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

第7~第12 (略)

理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1)~(6) (略)

(7) ずわいがに

(単位:トン)

都道府県名	数量
北海道	168
秋田県	15
山形県	83
新潟県	417
富山県	<u>39</u>
石川県	<u>305</u>
福井県	<u>166</u>
京都府	<u>38</u>

茨城県及び島根県については、若干とする。

(注) 採捕の動向等に応じて、上記の表に掲げる都道府県別に定める数量に追加が必要と認められる場合には、都道府県別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

第7~第12 (略)